

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医療整備対策費

事業名 搬送困難事例受入医療機関支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医療整備係 電話番号：058-272-1111（内 2588）

E-mail：c11229@pref.gifu.lg.jp**1 事業費 51,351千円（前年度予算額： 54,727千円）**

<財源内訳>

区分	事業費	財源内訳							
		国庫支出金	分担金負担金	使用料手数料	財産収入	寄附金	その他	県債	一般財源
前年度	54,727	27,363	0	0	0	0	0	0	27,364
要求額	51,351	25,675	0	0	0	0	0	0	25,676
決定額									

2 要求内容**(1) 要求の趣旨（現状と課題）**

- 岐阜県における救急搬送の状況は、消防機関と医療機関の連携・協力により円滑に行われており、いわゆる「搬送困難事案」はほとんどなく、全国的に見ても良好な状況にある。
- しかし、岐阜県においても救急搬送件数は増加しており、また、独居高齢者の増加など、救急医療体制の一層の強化が必要である。

(2) 事業内容

- 搬送先の確保が困難な救急患者が発生した際に、県メディカルコントロール協議会の医師と連携して必ず受け入れる医療機関及び一時的に受け入れる医療機関を確保し、医療機関の体制確保に必要な経費に対して補助を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

- 国 1/3 県 1/3 受入医療機関 1/3
平成26年度に創設された国補助制度を活用する。

(4) 類似事業の有無

- ・類似事業なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	51,351	必ず受け入れる医療機関に対する補助 50,856千円 一時的に受け入れる医療機関に対する補助 3,871千円
合計	51,351	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県保健医療計画（第7期）

第3部－第2章－第6節救急医療対策－7今後の施策

『適切な病院前救護活動を行うため、搬送先が決まらない傷病者を必ず又は一時的に受け入れる医療機関に対する支援を行います。』

(2) 国・他県の状況

- ・国の救急医療体制等のあり方に関する検討会報告書（H26.2）において、今後検討すべき事項と方向性として、救急患者搬送・受け入れ体制の機能強化、救急医療機関・救急医療体制の充実強化が必要との指摘があり、平成26年度に新たに国補助制度が創設された。
- ・平成27年度は「メディカルコントロール体制強化事業」と「搬送困難事例受入医療機関支援事業」の両方をあわせて実施。本事業の実施には「メディカルコントロール体制強化事業」の実施が必要であり、M C協議会と受入医療機関確保の両面からの取り組みを行うことが救急医療提供体制強化により効果的であるため、国庫補助事業を活用して両事業を実施する。

(3) 後年度の財政負担

- ・事業効果を検証し、県メディカルコントロール協議会等で事業内容の見直し等の検討を行う

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・国補助を活用して行う事業であり、救急搬送を受け入れる医療機関に対し国と県で補助を行うことが必要。

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

救急搬送件数が年々増加する中、長時間搬送先が決まらない「搬送困難事例」の増加を防ぐなど、救急患者が適切な医療機関に迅速に搬送される体制を維持しながら、病院前救護活動の確実な実施や、消防機関と医療機関の連携により救急医療体制を充実させ、救急搬送困難事例の解消と、更には救急患者の救命率、社会復帰率の向上を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目 標	達成率 %
		0.41 (H25)	0.30 (H29)			
救急搬送事案（重症） のうち受入医療機関 が決まるまでの受入 照会回数4回以上の 割合（%） ※受入照会4回以上 件数／総搬送人員（重 症かつ転院搬送除く）		0.29 (H30)		0.30 (H31)	0.28 (R3)	93

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

平成26年11月に改定された「傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準」等に則り、平成28年4月より事業を開始した。

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

搬送困難事案発生時における本事業の活用により、医療機関への救急搬送の迅速化が見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

- ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）
○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)	高齢化が進み、救急搬送件数が年々増加する中、救急医療体制の充実の必要性は高い。
------	---

- ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）
○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている
△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)	本事業による搬送困難事例受入医療機関の確保と、本事業とは別途実施する救急医療体制強化事業により配置するMC医師による搬送調整を一体的に実施することとしており、有効な事業実施体制が確保されている。
------	---

- ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）
○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価)	医療機関が事業主体となることで、各病院の実態に合った必要な体制をとことができ、効率的な事業実施が可能となる。 メディカルコントロール(MC)協議会にMC業務を行う医師を配置し、搬送困難事例の調整を行う事業と連携することで高い事業効果が期待できる。
------	--

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項
県メディカルコントロール協議会等において、事業効果を検証し、内容の改善・充実を図りながら実施する。

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
県メディカルコントロール協議会等において、事業効果を検証し、内容の改善・充実を図りながら事業を継続実施していく予定。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果など	